公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年5月24日

世田谷区

1.業務概要

(1)件名

世田谷区建設業実態・意向調査業務委託

(2)目的

建設業界における実態や課題、今後の方針等の現状を把握し、今後の効果的な産業振興施策の推進につなげるため、「世田谷区建設業実態・意向調査」を実施する。本業務は、区内全建設関連事業所を対象としたアンケート調査を実施し、結果の集計及び分析、報告書作成の業務の委託を行うものである。

(3)内容

調査スケジュールの管理

アンケート調査内容の提案、調査票の作成

アンケート調査票の発送、回収

(区内全建設関連事業所(約1900)を対象。発送先情報は区で収集)

アンケート調査結果の集計及び分析

アンケート調査結果に基づく報告書の作成

(4)履行期間

契約の日から平成28年12月28日まで(予定)

2.参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1)世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。 また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4)都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- 3.提案書の提出者を選定するための基準 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。
- 4.提案書を特定するための評価項目
- (1)実施体制に関する事項
 - ・業務担当者等の実績、経歴等
 - ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2)類似する業務の実績
- (3)業務の実施方針
 - ・本業務の実施における目的や内容の理解状況
 - ・区内建設産業の特徴や社会経済環境の動向を踏まえた調査項目の提案能力

- ・アンケート調査の正確な集計及び的確な分析を行う能力
- (4)見積金額の妥当性

なお、参考見積書は、提案内容との整合性を確認するためのもので、価格の高低による差異は評価の対象としない。

5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

- 6.手続き等
- (1)担当所管課

世田谷区産業政策部商業課 担当 野田・本田

住所:〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話:03-3411-6644 FAX03-3411-6635

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

期間:平成28年5月24日(火)から6月7日(火)午後3時まで

場所及び方法:上記(1)担当所管課にて配付、又は世田谷区ホームページ

(仕事・産業・就職 おしらせ)にて公開(ダウンロード可)

(3)参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限:平成28年6月7日(火)午後3時まで必着

場所:上記(1)担当所管課

方法: 持参、郵送又はファクシミリ送信(ただし、郵送又はファクシミリ送信の場

合の未着事故については、区はその責を負わない。)

(4)提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限:平成28年7月7日(木)午後3時まで必着

場所:上記(1)担当所管課

方法:持参に限る

7. その他

- (1)提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2)提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4)契約保証金 免除
- (5)契約書作成の要否 要
- (6)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、区が当該業務の委託契約の相手 先との随意契約により締結する予定の有無無
- (7)関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)に同じ
- (8)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9)企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。
- (10) その他詳細は説明書による。